



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
8月8日
第434号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 公 告

- 緊急防災工事計画決定公告(耕地課)..... 1
指定管理者公募公告(流域政策局)..... 1
一般競争入札の公告(生活衛生課)..... 3

○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(東近江)..... 5

公 告

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営西ノ飼戸池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))に係る緊急防災工事計画を令和5年8月1日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営西ノ飼戸池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))緊急防災工事計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課および甲賀市産業経済部農村整備課
- 縦覧期間 令和5年8月8日から令和5年9月6日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和5年9月21日までに審査請求をすることができる。

指定管理者公募公告

大津港公共港湾施設(マリーナ施設に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定管理者を公募する施設の概要
 - 名称 大津港公共港湾施設(マリーナ施設に限る。以下「大津港マリーナ施設」という。)
 - 所在地 大津市浜大津五丁目地先
 - 設置施設とその目的 船舶(プレジャーボート)の係留保管施設
- 指定管理者が行う業務
 - 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。)第5条から第8条までの規定による公共港湾施設の使用の許可(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務
 - 条例第10条の規定による許可の取消し(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - 条例第15条の規定による補修の命令(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - 条例第16条の規定による報告の徴収(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - 大津港マリーナ施設の維持管理に関する業務
 - その他知事が必要と認める業務
- 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が大津港マリーナ施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が大津港マリーナ施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和5年9月28日(木)および令和5年9月29日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送し、または持参すること。なお、郵送の場合は、書留とし、令和5年9月29日(金)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政第二係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4161

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年8月8日(火)から令和5年9月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所および滋賀県ホームページ

7 その他 詳細は募集要項による。

指定管理者公募公告

大津港公共港湾施設(マリーナ施設を除く。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年8月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 大津港公共港湾施設(マリーナ施設を除く。以下同じ。)
- (2) 所在地 大津市浜大津五丁目地先
- (3) 設置施設とその目的
 - ア 船舶(大型船および中型船)の係留施設
 - イ 船舶利用者のためのターミナル
 - ウ 多様な用途のための緑地等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。)第5条から第8条までの規定による公共港湾施設の使用の許可(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
- (2) 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務
- (3) 条例第10条の規定による許可の取消し(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
- (4) 条例第15条の規定による補修の命令(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
- (5) 条例第16条の規定による報告の徴収(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
- (6) 公共港湾施設(知事が指定する施設を除く。)の維持管理に関する業務
- (7) その他知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が大津港公共港湾施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が大津港公共港湾施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和5年9月28日(木)および令和5年9月29日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送し、または持参すること。なお、郵送の場合は、書留とし、令和5年9月29日(金)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政第二係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4161

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年8月8日(火)から令和5年9月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所および滋賀県ホームページ

7 その他 詳細は募集要項による。

一般競争入札の公告

令和5年度におけるICP質量分析装置の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年8月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 ICP質量分析装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月15日(金)
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) この調達に係る入札公告日から落札者決定までの期間に滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:理化学機器・分析機器・計測機器

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において、資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手に間に合わないことがある。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出は不要である。

4 同等品の事前確認 同等品(基準品と同等以上の性能を備える機器をいう。以下同じ。)による入札参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり、事前に同等品である旨の確認を受けること。当該確認の申請は、電子入札システム、郵送(一般書留または簡易書留に限る。)または持参で受け付ける。

- (1) 必要とする書類
 - ア 同等品申請書
 - イ 機能証明書および機能証明書で表記されている内容が明らかになる資料

(2) 提出期限 令和5年8月31日(木)12時

(3) 提出場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

5 現地確認 この入札に参加を希望する者は、入札書を提出するまでに次の連絡先へ連絡し、調整の上、現地確認を行うことができる。

連絡先 滋賀県衛生科学センター理化学係(電話 077-537-7436)

6 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3645 電子メール suido@pref.shiga.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和5年8月8日(火)から令和5年9月27日(水)まで

イ 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 令和5年8月8日(火)から令和5年9月27日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送

料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和5年9月27日(水)17時

(6) 開札の日時および場所 令和5年9月28日(木)10時 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

7 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し6(5)に示す入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 入札書を6(5)に示す入札書の受領期限までに6(1)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を6(5)に示す入札書の受領期限までに6(1)イに示す場所に必着させること。書留郵便(一般書留または簡易書留)に限る。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

9 契約書作成の要否 要

10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法

(1) この公告に示した物品を納入することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(2) 仕様書に示した要件または条件を満たす資料について、技術的に検討し、基準品または同等品であると認めたもののみ落札対象とする。

12 支払条件 前金払および部分払は行わない。

13 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

14 その他必要事項

(1) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

(5) 一度提出した入札書は書換えまたは撤回をすることはできない。

(6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(7) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometer, 1 set

(2) Deadline for tender: 17:00, September 27, 2023

(3) For further information, contact: Environmental Health Division, Department of Public Health Care and Welfare, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077

-528-3645

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第11号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年8月8日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアコネクション訪問看護事業所	東近江市桜川西町801蒲生第二ビル202号室	株式会社ケアブルーム 代表取締役 篠実希	近江八幡市鷹飼町457番地23	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.7.1	2560590180
ケアコネクション訪問介護事業所	東近江市桜川西町801蒲生第二ビル202号室	株式会社ケアブルーム 代表取締役 篠実希	近江八幡市鷹飼町457番地23	訪問介護	令和5.7.1	2570501482
R&B場々	蒲生郡日野町大字大窪680番地	有限会社ロッシュ・ジャパン	草津市馬場町207番地の118	通所介護	令和5.8.1	2571500558

